

愛知県後期高齢者医療広域連合告示第6号

浅井由崇愛知県後期高齢者医療広域連合長の任期が令和6年11月16日で満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第152条第1項の規定に基づく愛知県後期高齢者医療広域連合長の職務の代理並びに職務代理期間中の文書の発信者名及び公印の印影の取扱いについて、次のとおりとする。

令和6年11月15日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

1 職務の代理

(1) 職務代理期間

令和6年11月17日から愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第12条第3項の規定に基づく愛知県後期高齢者医療広域連合長選挙の当選人が告示されるまで

(2) 職務を代理する者

愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 横江 淳一

2 職務代理期間中の文書の発信者名及び公印の印影の取扱い

- (1) 職務代理期間中に、「愛知県後期高齢者医療広域連合長」又は「愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井 由崇」を発信者として発出した文書は、発信者名を「愛知県後期高齢者医療広域連合職務代理者 愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 横江 淳一」と読み替えるものとする。

- (2) (1)の文書において、愛知県後期高齢者医療広域連合公印規程（平成19年広域連合訓令第4号）別表に規定する「愛知県後期高齢者医療広域連合長之印」の印影が表示されたものについては、当該印影を同表に規定する「愛知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者之印」の印影とみなすものとする。